

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2017 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。本業務は、開発途上国から研修員として日本に招き、小規模の農家のためのアグリビジネスの振興の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、小規模農業振興に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、「一般社団法人 滝川国際交流協会」（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 北海道所管の地域において、小規模農家の振興政策・施策に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できるとともに、過去に同分野に関連した研修の実績を数多く有していることから以下の「3 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

2017 年 4 月 10 日

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役 所長 小畑 永彦

記

1. 案件概要

- (1) 案件名：
2017 度課題別研修「小規模農家のためのアグリビジネス振興（B）」の実施
- (2) 案件内容：
別添「小規模農家のためのアグリビジネス振興（B）案件概要表）のとおり
履行期間：契約交渉にて決定
技術研修期間（予定）：2017 年 7 月上旬から同年 8 月下旬
- (4) 業務実施場所：
北海道内を主とし、必要に応じ研修旅行（北海道外を含む）を実施。

*国際情勢等諸事情により本案件が実施されない可能性もありますので、予めご了承ください。

2. 公募の趣旨

上記 1 及び別添の研修委託業務概要に示す業務の実施を希望する者を募集する目的で、公募参加確認書の提出を招請するものである。

3. 応募要件

- (1) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条の規程に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。なお、同資格通知を受けていない者については 4 項（1）B に定める書類を提出することによって資格審査を受けることができる。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

4. 公募参加確認書の提出手続き等

(1) 提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（別紙）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（別紙）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

(2) 提出期限 2017 年 4 月 20 日（木曜日）17 時

※送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に下記提出場所へ持参のこと。

(3) 提出部数 正 1 部

(4) 提出場所 JICA 北海道 研修業務課

(5) 問合せ先 本公告に係る問合せは下記宛にお願いします。

JICA 北海道 研修業務課（担当：竹川）（電話：011-866-8393）

(6) その他

- 公募参加確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- 提出された公募参加確認書は、返却しません。
- 提出された公募参加確認書は、公募参加確認書の審査以外に提出者に無断で使用することはありません。

5. 公募実施後の対応

公募参加確認書の提出があった場合は、応募要件を満たしているか否かの審査を行い、審査結果を 2017 年 4 月 26 日（水曜日）までに提出者に通知する。なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加希望者が一者しかいない場合には、その者との契約交渉を開始する。また、複数者いる場合は、企画競争に移行する。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 共同企業体の結成：認めない
- (5) 委託業務の詳細は委託契約業務概要（別紙 A-2）による。
- (6) 契約経費：
当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払う。
- (7) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (8) 情報の公開について：
本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

「小規模農家のためのアグリビジネス振興（B）」案件概要表

案件ごとに JICA 在外事務所からの情報をまとめておりますので、これらの情報と各団体が有する知見やネットワークを基に研修を企画して下さい。

【はじめに】

研修参加国と日本とでは状況や背景が大きく異なるため、単なる日本の現状や施設の紹介ではなく、あくまでも現在の日本を事例として、わが国の発展のプロセスを見せるよう研修プログラム全体の組立（講義、視察、演習、意見交換等）、そして、各コマ（講師）を繋げる補足説明・理解促進も含めた実施体制の確立などを工夫してご提案下さい。

【具体的には】

- ① 各国研修員が日本の現状やその政策や施策、実施方法の説明のみならず、各政策・施策・実施にいたる日本の経験、背景やプロセスを段階的に理解すること
- ② 成功事例や失敗事例も含め、「それらが社会の中でどのように応用されているか」に重点を置いてください。特に一つの事例や政策には複数の施策が組み合わさって初めて意味あるものになったという日本の歴史的経緯や特殊性があることに留意しつつ、日本においての問題克服のきっかけから解決への取組みを、阻害要因や解決への工夫も提示しながら、段階的に理解させることで、研修員は応用可能な視点を得られます。

【留意事項】

以下のことを推奨します。

- ① 講師から研修員に対する一方的な講義ではなく、双方向にコミュニケーションを図りつつ行う形式の講義を行う。
- ② 課題別研修を通じた各分野の課題解決に対するビジョンと熱意を持った将来のリーダー候補の育成が期待されるため、各研修コースの研修目標に加えて、リーダーとしての素質を強化する項目が含まれる。
- ③ 課題別研修を通して日本側も学ぶことができるプログラムとし、地域・市民・企業等幅広い方々を巻き込む内容とする。
- ④ 北海道と参加国の双方のノウハウや経験を共有することを通し、北海道の方々にも新たな発想が生まれるきっかけ作り、民間企業の海外展開への寄与など、日本における地域の活性化、国際化などの一助となる活動が含まれること。

1. 研修概要

(1) 業務の背景：

アフリカ地域において、農業は、GDP 及び輸出額の 10 数%を占めるに過ぎないが、労働人口の半数以上が従事する主要な産業である。近年では、アフリカにおいても、食生活の多様化や農業の商業化を迎える段階に来ており、食料の量の確保や安定的な供給を第一に目指すこれまでの農業から、マーケティングや高付加価値化を行う市場向けの農業への転換を通じた、経済開発と農民の所得向上が図られている。しかし、アフリカにおいては零細農家が大部分を占めており、零細農家あるいはそれらを構成員とする農家組織、また農家や農家組織を指導する立場にある行政機関等は、マーケティング、流通促進、高付加価値化等にかかる十分な知識・能力を備えていないため、農家や農家組織は農産物・農産加工品の生産・販売の低収益体質から抜け出すことができずにいる。

本コースでは、こうした農家や農家組織によるアグリビジネスの実践を通じた農民の収入向上を目指し、農家や農家組織によるアグリビジネス実践能力の強化、またそれらを指導・支援する立場にある行政機関等による指導能力、またアグリビジネス推進のために必要な制度・環境整備に対する意識化を図る。なお本コースは JICA 筑波主管コースの複数回実施コースとして、北海道におけるアグリビジネスの経験やノウハウを活用する形で実施するものである。

(2) 研修期間（予定）：

技術研修期間：2017 年 7 月上旬～2017 年 8 月下旬

(3) 受入人数（予定）：10 名

(4) 対象国：ブルキナファソ、セネガル、チャド、コモロ、コートジボワール、ガボン、ギニア、マダガスカル、ニジェール、トーゴ

(5) 使用言語：仏語

(6) 研修対象者：中央・地方政府におけるアグリビジネス担当部局（主に農業普及や営農指導関連）、協同組合、農家グループ等

(7) 研修コース概要：

①研修目標：研修員が策定したアクションプラン（アグリビジネス振興のための農家・農家グループに対する支援策）が所属組織や農家・農家グループに共有され、必要な助言に基づいて修正される。

②期待される成果：

1) アグリビジネスにかかる現状と課題が分析される。

2) 農産物の付加価値化や加工にかかる基本知識やスキルを習得する。

3) 農産物や加工品の販売・マーケティングにかかる基本知識やスキルを習得する。

4) アグリビジネス振興のための農家・農家グループに対する支援策をアクションプランとして提案する。④研修付帯プログラム

(ア)ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5 日（来日翌日）

(イ)プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：2 時間（研修初日）

(ウ)報告会、評価会、閉講式：1 日間（研修最終日）

2. 特記事項

（1） 研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本については、原則、本業務受託業者は行うものとする。

（2） TICADIV横浜行動計画（農業・農村開発分野）において挙げられている「市場アクセス及び農業競争力の改善」に資する内容とする。

平成 年 月 日

応募意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
北海道国際センター
所長 小畑 永彦 殿

提出者 印
住所
団体名
代表者役職氏名 印

2017 年度「課題別研修 小規模農家のためのアグリビジネス振興（B）」において、応募にあたっての基本要件を満たしており、業務への参加を希望しますので下記関係書類を添えて応募意思確認書を提出します。提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1※ 定款若しくは寄付行為又はこれらに相当する文書
- 2※ 法人登記簿謄本（コピーで可、法人格を持たない団体は提出不要）
- 3※ 直前営業（事業）年度の事業報告書（JICA 関連事業及び団体独自の活動を含む）
- 4※ 直前営業（事業）年度の収支報告書
- 5※ 納税証明書（その3の3）（写）
- 6 企画書

（※全国省庁統一資格審査結果通知書（写し）を添付される場合は1～5の書類提出は不要。）

以上

（本件担当）

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX